

令和8年度4月入学料減免・徴収猶予申請について

1. 入学料減免申請資格

〈学部〉

(1)	独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の給付対象となる者 (日本学生支援機構にて多子世帯と認められる者も含む)
(2)	入学前1年以内において、学部に入学者の学資を主として負担している者(学資負担者)が死亡し、又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
(3)	(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

※学部の入学料減免申請資格は限られています。上記資格に該当するか十分考慮のうえ申請してください。

〈大学院〉

(1)	経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる者
(2)	入学前1年以内において、大学院に入学者の学資を主として負担している者(学資負担者)が死亡し、又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
(3)	(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

2. 入学料徴収猶予申請資格

〈学部・大学院共通〉

(1)	経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合
(2)	入学前1年以内において、学部及び大学院に入学者の学資を主として負担している者(学資負担者)が死亡し、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
(3)	入学前1年以内において、学部及び大学院に入学者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
(4)	その他やむを得ない事情があると認められる場合

※本学大学院前期課程から大学院後期課程へ継続して進学する場合は、入学料がかかりませんので、申請は不要です。(他大学からの進学の場合は申請可能です)

※入学料減免申請資格に該当しない場合であっても、入学料徴収猶予申請資格に該当する場合があります。

3. 入学料減免(徴収猶予)関係書類一覧

令和8年度4月入学料減免・徴収猶予申請について

令和8年度入学料減免・徴収猶予申請要項

入学料減免・徴収猶予申請書 ----- 様式1

家庭調書 ----- 様式2

独立生計申立書 ----- 様式3

申請書類確認票 ----- 様式4

4. 申請方法等（減免・徴収猶予共通）

1) 申請方法 郵送のみ

2) 申請期間 学部に入学する者 前期日程合格者（それ以前の入試合格含む）

令和8年3月9日（月）～3月13日（金）必着

後期日程合格者

令和8年3月23日（月）～3月27日（金）必着

大学院に入学する者 博士前期課程・博士後期課程（8月、9月入試合格者含む）

令和8年3月9日（月）～3月13日（金）必着

3) 申請先 学生・キャリア支援課 入学料免除担当

送付先は本ページ下部参照

5. 結果について

令和8年7月上旬頃を予定（結果は返信用封筒にて郵送します。）

入学料徴収猶予期限は令和8年9月30日までとする。

6. 申請書類について

《重要》

1) 学部生で独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の給付対象者

（日本学生支援機構にて多子世帯と認められる者も含む）

→学部生の入学料減免は「高等教育の修学支援新制度」に基づき授業料減免と合わせて申請いただく必要がありますので、**【様式A（新規）授業料減免等対象認定申請書・返信用封筒】**（計2点）を提出してください。別途、「令和8年度前期授業料減免・徴収猶予申請について（学部生用）」の申請要項もご確認ください。

2) 上記1以外の学部生で、入学料減免・徴収猶予を申請する方

→**【入学料減免・徴収猶予申請書・家庭調書・家計支持者の所得課税証明書・住民票・返信用封筒】**等を提出してください。

3) 大学院生で授業料免除と合わせて申請する方

→**授業料減免申請書類一式とともに【入学料減免・徴収猶予申請書】のみ**提出してください。

その他の証明書類は授業料減免の提出書類と同一のため、省略できます。

7. 注 意

- ・提出された書類は返却しない。
- ・許可-不許可の決定までは、入学料を納付しないこと。
- ・提出期間を過ぎた書類や不備のある書類は原則として受理しない。必要書類は事前に準備をし、提出期限に遅れないよう留意すること。
- ・必要書類をコピー等で提出する場合、A4判にそろえること。また、原本がA4サイズ以外の場合にはA4サイズの紙を台紙として貼り付けて提出すること（縮小・拡大は問題なし）。
- ・外国人留学生は在留カードに記載してあるアルファベットの名前表記で申請すること。
- ・外国人留学生は独立生計で申請するため、家庭調書の家族欄は記載不要（ただし日本在住の同一生計者がいる場合は、家庭調書の家族欄への記載が必要）。
- ・大学が必要と認めるときは、例示したもの以外に書類を求めることがある。

問い合わせ先・送付先

〒112-8610

東京都文京区大塚 2-1-1

お茶の水女子大学

学生・キャリア支援課 入学料減免担当

Email gakusei@cc.ocha.ac.jp

令和8年度入学料減免（徴収猶予）申請要項

【文部科学省「高等教育の就学支援新制度」の対象者】（学部生）

1. 授業料等減免対象認定申請書〔様式A〕

- ・様式A（新規）を提出すること。※前期授業料減免も兼ねた申請として受け付けます。
- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生の予約採用を行った者は、採用候補者の登録番号を記載すること。在学採用に申請する者は、番号の記入は不要。

2. 返信用封筒

結果をお知らせするための返信用封筒を同封してください。
長形3号の封筒に110円切手を貼付し、本人氏名・住所を明記したものをご準備ください。

【上記制度の対象外の学部生及び大学院生】

※これ以降の書類は、「高等教育の修学支援制度」の対象者（日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学生採用候補者・申請予定者）は提出不要です。上記制度の対象外となる学部生及び大学院生のみ、ご確認ください。↓

1. 入学料減免・徴収猶予申請書〔様式1〕

- ・申請書上部にある減免・徴収猶予について、該当する項目に○をつけてください。
（両方申請の場合は両方○をつけてください。）
- ・所属等情報は、令和8年4月1日時点の状況（入学予定の所属先）を記入してください。
- ・「出身大学等」欄には、直近に卒業（修了）した大学の所属情報を記入してください。
令和8年3月に高等学校を卒業した方は記入不要です。
- ・保証人は日本在住の方に限ります。

2. 返信用封筒

結果をお知らせするための返信用封筒を同封してください。
長形3号の封筒に110円切手を貼付し、本人氏名・住所を明記したものをご準備ください。

3. 家庭調書〔様式2〕

以下の記入にあたっては、可能な限り令和8年4月1日時点の状況（予定）を記入してください。

①家族状況

- ・就学者とそれ以外の家族に分けて同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。
- ・結婚等の理由で生計を同じくしていなくても、父母欄は必ず記入してください。父又は母が、何らかの理由で世帯にいない場合は、氏名及びその不在の理由（死亡、離婚等）を記入してください。
- ・同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯と考えます。
- ・但し、次の場合は同一の住所に居住していなくても、同一世帯と考えます。
 - 1) 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地の関係で別居しているとき。
 - 2) 就学又は病気療養等のため、一時別居しているとき。

- ・外国人留学生については、独立生計で申請してください。家族欄の記載は不要です。
ただし日本在住の同一生計者がいる場合は、その者を家族欄に記載し、その者の所得課税証明書（又は非課税証明書）も合わせて提出してください。
- ・職業及び勤務先は具体的に記入してください。（年金受給者、専業主婦、パートタイム等でも記入してください。）
- ・同一世帯内で、令和7年1月から令和8年3月末日までの間に退職した（する）者がいる場合は、退職した会社名と退職年月日を記入してください。
（転職の場合は、新旧会社名及び退職、就職年月日をそれぞれ記入してください。）

②申請理由

- ・入学料の支払いが困難であるという理由を、詳細に分かりやすく記入してください。申請理由の記入がないものは受理しません。
- ・所定の記入欄で書ききれない場合には、別紙（A4 様式自由）に続けて記入してください。また、特別な事由や特記事項があると判断した場合は、別に証明書若しくは申立書をご提出いただく場合があります。

③特殊事情

- ・申請者の方の家計において、特に考慮すべき事情があるかどうかをチェックする欄です。該当する場合にはチェックをし、家計控除に関する書類を添付してください。

4. 所得課税証明書又は非課税証明書

市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内のもの コピー不可）

所得課税証明書は、その世帯が得る収入を知るうえで必要となります。
提出にあたっては、次の事に留意してください。

- ・学部生の場合、提出が必要な者は【家計支持者（原則、父母のいずれか）】です。
- ・大学院生の場合、提出が必要な者は次の①及び②です。
 - ①申請者本人
 - ②家族（就学者を除く）
 ※ただし、就学者であっても、申請者の配偶者については、所得課税証明書又は非課税証明書を提出してください。
- ・令和7年度証明書（令和6年分の所得）のものを提出してください。（当年度（令和8年度）のものは、5月以降に発行されるため、令和7年度（令和6年分）についてご提出いただきます。）
- ・所得課税証明書は、市区町村役場の書式で構いませんが、書式内に、給与・給与外所得別の収入金額、課税金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとします。
- ・外国人留学生以外で、独立生計者として申請する場合は、独立生計者としての確認のため父母の所得課税証明書（又は非課税証明書）も必ず提出してください。

5. 家計控除に関する証明書（該当者のみ提出）

これらの書類は、家計控除額を算出する上で必要なものです。提出されなければ控除の対象とはなりません。よって、下記の事項に該当する者のいる世帯は、家庭調書に該当者、現在の状況、家計に与える影響等を詳細に記入してください。

- ①障害者がいる場合 **障害者手帳（写）** 本人所持（コピー可）
氏名及び障害の程度が分かる部分を提出してください。（表紙のみは不可）
- ②長期療養者（要介護認定者を含む）がいる場合
診断書等証明書 医療機関等発行（診断書はコピー不可）
療養支出金額の明示された領収書 本人所持（コピー可）

長期療養者の定義・・・申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、または療養見込の者をいいます。(申請時現在において完治している者は、認められません。)
療養にかかった支出金額の明示された書類(申請時から過去6か月分のみ有効)を提出してください。(上限 200万円)ただし、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。この場合、長期にわたって療養を必要とすることが書かれた医師の診断書等証明書を添付してください。(過去6か月の支出金額が大学側で分からない場合控除されませんので、必ず支出金額の分かる書類を提出してください。)

要介護認定・要支援認定者の定義・・・通知書(写)を提出の上、介護サービスを利用した場合の自己負担金が明示された書類(申請時から過去6か月分のみ有効)を提出してください。

③ 家計支持者が別居している場合 **単身赴任経費関係書類** 本人所持(コピー可)
家計支持者が勤務の関係等で世帯とは別居して生計を営んでいる場合、住居費及び光熱水費の領収書(写)を提出してください。但し、電話料金、交通費、会社負担経費を除きます。

④ 就学者がいる場合(申請者本人は提出不要) **在学証明書** 所属学校発行(コピー不可)
小学生、中学生、自宅通学の公立高校生、申請者本人の在学証明書は不要です。

6. 住民票 市区町村役場発行(申請前3ヶ月以内 コピー不可)

この書類は、世帯人員の把握及び居住地の確認に使用する書類です。この書類により、同一生計の家族の人数を決定します。提出にあたっては、下記の事項に留意してください。

- ・同一世帯全員の住民票を提出してください。コピーは不可。
(「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等が記載されているものとします。)
- ・住民票記載の住所が現実に居住している住所と異なる者は、現住所を証明する書類(アパートの契約書(写)、学生証(写)等)を添付してください。
- ・独立生計者として申請する場合も、その確認のため父母の住民票を必ず提出してください(留学生除く)。
- ・住民票に記載されている者であっても、実際は結婚、就職等で別居独立している場合には、家族状況欄の余白に、その旨明記してください。

7. 在留カード 及び 保険証(写)(外国人留学生のみ提出)

本人(及び日本在住の同一生計者)の住民票とあわせて、在留カード、保険証(写)(又はマイナポータル上の健康保険に関する画面のコピー等、健康保険に加入していることがわかる書類)も提出してください。

8. 独立生計に関する証明書〔様式3〕(外国人留学生以外の独立生計者)

次のア～エのすべてに該当する学生は、独立生計を営んでいるものとして認定し、本人の1年間の総所得金額で判定します。また、配偶者がいる場合は配偶者の収入も含めて考えます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者(住民票等で確認できること)
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

独立生計者として申請する場合、ア～エの事項を証明する下記の書類も提出してください。

- ① 独立生計申立書【様式3】
- ② 本人（配偶者も含む）の保険証（写）（又はマイナポータル上の健康保険に関する画面のコピー等）
- ③ 本人（配偶者も含む）及び父母の所得課税証明書又は非課税証明書
- ④ 本人（配偶者も含む）及び父母の住民票

※日本学術振興会特別研究員（DC）、「革新」×「共創」で未来を拓く女性博士育成プロジェクト、「異種専門知識の融合と価値観の多様性に基づく次世代AI開発人材の育成プログラム」の採用（内定）者である場合は、独立生計を営むものとして認定できる場合があります。希望する場合は、①～④に加え、採用内定通知書（採用の事実や期間がわかる書類）の写しを提出してください。

9. 成績証明書（該当者のみ提出） 出身学校発行（コピー不可）

学業成績優秀であるかどうかを判定する際に使用するものです。
外国人留学生の方も提出が必要です。
本学の出身者は学内で確認しますので、提出不要です。

10. 申請書類確認票【様式4】

本様式は、申請書類が漏れなく揃ったことを確認し、申請していただくための書類です。
申請期間に限られるため、書類に不備があった場合、申請を受付けることができない場合がありますので、必ずチェックしてから送付してください。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

様式 A (新規)

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、お茶の水女子大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構がお茶の水女子大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号 ※新生は受験番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難 <input type="checkbox"/> 多子世帯		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者又は給付奨学金に採用されている者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者又は行う者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		※在学採用の申込を行う者は記載不要		

申請書の作成にあたっての注意事項

裏面

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 - ② 定期的実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
 - ※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
 - ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
 - ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

[様式1]

令和 8 年度 4 月 入学料

減免 ・ 徴収猶予 申請書

※減免・徴収猶予について、申請する項目に○
(両方を申請する場合には両方に○)を付けてください。

お茶の水女子大学長 殿 申請日 年 月 日

入学料を減免くださるよう保証人連署のうえ、別紙家庭調書を添えて申請いたします。
なお、申請中はその決定まで入学料の徴収猶予を合わせてお願いします。

受験 番号		学部	学科	コース 講座	年
		大学院博士（前期・後期）課程		専攻	
出身 大学等	(国名)		大学・大学院	学部・研究科	
		学科・専攻	コース 講座	年 月	卒業（修了）
本 人	フリガナ 氏 名				
	現住所	〒			
	電話番号				
	Emailアドレス (常時確認可能なもの)				
保 証 人	氏 名				
	現住所	〒			
	電話番号				

[様式2]

家 庭 調 書

① 家族状況	家族 (就学者を除く)	続柄	氏 名	年令	家計支持者 (1名のみ)には◎を 付けること	勤務先(所属)名称	勤続年数	申請者との 同居・別居 状況	
		父					年	同・別	
		母					年	同・別	
							年	同・別	
							年	同・別	
							年	同・別	
	父又は母が死亡・生別の場合や主たる家計支持者が無職となった時は記入してください								
	* 父 ・ 母								
	* 理由 (死亡 ・ 離婚 ・ 無職)								
	その年月 (年 月)								
② 就学者	続柄	氏 名	年令	外国人留学生以外で 独立生計者の場合は○ を付けること	在 学 学 校 名 等	学 年	家計支持者との 同居・別居 状況		
	申請者 (本人)				国 立 お茶の水女子大学		同・別		
					立		同・別		
					立		同・別		
					立		同・別		
					立		同・別		
③ 注 意 事 項	※父母欄について、家計支持者に該当する場合は「◎」を記載してください。 原則、父母のどちらかに必ず「◎」を記載するようにしてください。								
	※就学者の「申請者」欄について、外国人留学生以外で独立生計者に該当する場合は独立生計者欄に「○」を記載し、独立生計者認定に係る書類も提出してください。提出がない場合は、家計支持者の収入状況を家計評価対象とします。独立生計者の場合、家計支持者との同居・別居状況欄は記載不要です。								
④ 申 請 理 由									
⑤ 特 殊 事 情	<input type="checkbox"/> 母子(父子)家庭 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 長期療養者 <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 独立生計 <input type="checkbox"/> 標準修業年限超過								

[様式3]

独立生計申立書

学籍（受験）番号

氏名

私は、以下のア～エの認定条件を満たす独立生計者であることを申し立てます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

収入（月額）	支出（月額）
定職 円	住居費 円
奨学金 （名称） 円	食費 円
アルバイト （職種） 円	交通費 円
仕送り 円	水道光熱費 円
その他 （具体的に） 円	教材・学用費 円
	教養娯楽費 円
	その他 （具体的に） 円
計 円	計 円

〔様式4〕

申請書類確認票

「該当の有無」欄について、有又は無のいずれかに○（マル）を付してください。

番号	書類名称	該当有無	要否
1	入学科減免・徴収猶予申請書〔様式1〕	有	必須
2	返信用封筒（長形3号の封筒に110円切手を貼付し住所・本人氏名を明記すること）	有	必須
3	家庭調書〔様式2〕	有	必須
4	所得課税証明書又は非課税証明書	有	必須
5	家計控除に関する証明書		
①	障害者手帳（写）	有 ・ 無	該当者のみ
②	長期療養関係書類（診断書等、領収証）	有 ・ 無	
③	単身赴任経費関係書類（家賃・光熱水費）	有 ・ 無	
④	在学証明書	有 ・ 無	
6	住民票	有	必須
※	別居証明書（契約書（写）・学生証（写））	有 ・ 無	該当者のみ
7	在留カード 及び 保険証の写し（又はマイナポータル上の健康保険に関する画面のコピー等）	有 ・ 無	留学生のみ
8	独立生計に関する証明書		
①	独立生計申立書〔様式3〕	有 ・ 無	留学生以外の 独立生計者 のみ
②	本人（配偶者も含む）の保険証（写） （又はマイナポータル上の健康保険に関する画面のコピー等）	有 ・ 無	
③	本人（配偶者も含む）及び父母の所得課税証明書又は非課税証明書	有 ・ 無	
④	本人（配偶者も含む）及び父母の住民票	有 ・ 無	
9	成績証明書	有 ・ 無	該当者のみ
10	申請書類確認票〔様式4〕	有	必須